

十日町市
機能保全及び復元を必要とする
標識の保全・復元基準

十日町市建設部都市計画課

十日町市 機能保全及び復元を必要とする標識の保全・復元基準

(要旨)

この基準は、「十日町市公共基準点管理保全要綱」に基づく、十日町市公共基準点及び一筆地測量により十日町市が設置した筆界点の機能保全・復元等の実施要領を定めたものである。

(適用)

1. 保全・復元測量は、この基準及び十日町市公共測量作業規程（国土交通省の「作業規程の準則」を準用）により実施するものとする。
2. この基準に記載された事項は、十日町市公共測量作業規程に優先するものとする。
3. この基準を適用する対象範囲は市街地地籍調査事業の実施区域内とする。
4. この基準で定める公共基準点の範囲は「街区三角点、街区多角点、地籍図根三角点、地籍図根多角点及び駅西・西本町土地区画整理地内の3級基準点」とする。
5. この基準で定める筆界点とは地籍調査事業で明らかになった、公法上の筆界に設置した標識をいう。

(測量作業)

6. 公共基準点の保全測量

公共基準点が設置された付近での工事等により、機能に支障をきたしていないかを判断するため、工事着手前の引照取り及び工事しゅん工後の精査を行う。

- (1) 「街区基準点復元作業マニュアル」（平成18年12月国土交通省）（以下、作業マニュアルという）を適用する。
- (2) 水平位置の引照取り・精査の方法については、原則として作業マニュアル参考資料「TS法」、「放射法」のうち、現場の状況に合わせた適切な方法を選んで実施する。
- (3) 標高位置の引照取り・精査の方法については、作業マニュアル参考資料「標高の保全・復元」より実施する。
- (4) 水平又は標高の変化量が作業マニュアル第3条（運用基準）で定める許容範囲（位置の精度）を超える場合は、十日町市建設部都市計画課（以下、管理者という）へ報告し指示を受けること。

7. 公共基準点の復元測量

保全測量を経て、公共基準点を元あった位置に復元できる場合に行う。

- (1) 適用条件
 - ① 工事着手前に公共基準点の保全測量（工事着手前の引照取り）を行っている。
 - ② 工事しゅん工後の精査により、工事等により公共基準点の機能に支障をきたしたことが判明した。
- (2) 作業マニュアルを適用し、元あった基準点と同一番号の復元点として設置する。

- (3) 水平位置の復元方法については、原則として作業マニュアル参考資料「TS法」、「放射法」のうち、現場の状況に合わせた適切な方法を選んで実施する。また、上記以外の方法で復元測量を実施する場合は管理者と協議すること。
- (4) 標高位置の復元方法については、作業マニュアル参考資料「標高の保全・復元」により実施する。
- (5) 水平及び標高の変化量は作業マニュアル第3条（運用基準）で定める許容範囲（位置の精度）を超えないこと。
- (6) 測量標の再利用については下記のとおりとする。
公共基準点の復元測量の場合は、元からあったものを原因者が保管し、復元時に再利用する。但し、紛失・破損した場合は原因者が購入する。

8. 筆界点の保全・復元測量

- (1) 適用条件
工事等により筆界点の機能に支障をきたすことが想定される場合。
- (2) 作業マニュアルを適用し、元あった筆界点と同一番号の復元点として設置する。
- (3) 水平位置の保全・復元方法については、作業マニュアル参考資料「水系法」による保全・復元を標準とするが、「構造物引照法」による方法も妨げない。また、上記以外の方法で実施する場合は管理者と協議すること。
- (4) 水平位置の変化量は、国土調査法施行令別表第四で規定する「筆界点の位置誤差（公差）」の1/10の精度を目標とする。
- (5) 測量標の再利用については下記のとおりとする。
筆界点の復元測量の場合は、市が支給する筆界標識を使用することとするが、再利用が可能な場合は元からあった筆界標識を使用すること。

(成果品)

9. 成果品の表紙

工事発注者名、工事施工者名、測量作業機関名を記載する。工事施工者名と測量作業機関名が同一の場合は、測量作業機関名の記載を省略する。

10. 成果品

作業マニュアル第12条（位置復元資料の整理）で定める成果品とし、作業マニュアル参考資料「引照点成果表」に基づいて作成する。

作業種別	作成する成果品
公共基準点の保全測量	工事着手前の引照取り及び工事しゅん工後の精査の成果表
公共基準点の復元測量	復元後の精査の成果表
筆界点の保全・復元測量	工事着手前の引照取り、工事しゅん工後の精査、復元後の精査の成果表

付則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。